

「第4次福岡市子ども総合計画」施策別進捗状況及び評価			
		※評価は「順調」「おおむね順調」「やや遅れている」「遅れている」の4段階で実施	
	施策の概要	施策の進捗状況（平成27年度）	審議会における評価
目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり	施策1 子どもに関する相談・支援体制の充実	・こども総合相談センターにおいて、子どもに関するさまざまな相談に対し、専門的・総合的な支援を行うとともに、各区の子育て支援課において、子育てに関する相談や支援を引き続き実施した。 ・子ども家庭支援センターを増設し、家庭からの相談対応や児童相談所からの委託による指導、ファミリーホーム等への支援など相談・支援体制の充実を図った。	おおむね順調
	子どもに関する相談の増加や、問題の複雑化・深刻化に対応し、適切な支援を行っていくため、市の相談機関の中核である「こども総合相談センター」と、区役所や地域、学校、「子ども家庭支援センター」における相談体制などの総合的な充実強化を図ります。		
	施策2 児童虐待防止対策	・虐待の早期発見・早期対応を図るため、引き続き、関係機関相互の連携強化に努めるとともに、「福岡市子ども虐待防止活動推進委員会」を中心とした市民への啓発などの取組みを推進した。 ・法的対応など専門性の向上を図るため、弁護士を職員として配置するとともに、区保健福祉センター職員を対象に虐待対応のための専門的な研修を実施するなど、虐待防止事業の充実を図った。	おおむね順調
	一人ひとりの子どもが、安心して、心身ともに健やかに成長できるよう、虐待の未然防止から、早期発見・早期対応、再発防止、被害を受けた子どもの回復と社会的自立まで、切れ目のない取組を社会全体で推進します。		
	施策3 社会的養護体制の充実	・家庭での養育が困難な子どもに対する社会的養護体制の充実を図るため、里親制度の普及・啓発、校区における新規里親の開拓や里親に対する支援を実施するとともに、里親推進に関するフォーラムを開催した。 ・家庭的な環境のもとで子どもを養育できるよう、ケア単位の小規模化を促進するなど、社会的養護体制の充実を図った。	おおむね順調
	さまざまな事情により社会的養護が必要になった子どもを、家庭的な環境で養育するため、里親やファミリーホームに迎え入れて養育する“家庭養護”を推進します。また、児童養護施設などにおいても、家庭的な養育環境を整えるため、施設の小規模化などを進めます。 また、虐待を受けた子どもの回復や親子関係の再構築に向けて、専門的なケア機能の強化や家庭を支援する機能の充実を図ります。 さらに、施設を退所した子どもの自立を支援する体制の充実を図るとともに、児童養護施設などに入所している子どもの権利養護を推進します。		
	施策4 障がい児支援	・障がいの早期発見と早期支援、そして障がいがあっても社会参加できるようノーマライゼーションの理念のもと、障がい児の在宅生活を支援するための施策を継続して実施するとともに、療育センター等において相談対応、診断・療育等を行った。	おおむね順調
	障がいのある子どもについては、「発達が気になる」など、障がいの疑いが生じた段階から、早期の対応、支援を行っていくことが重要です。障がいの早期発見と早期支援、そして“ノーマライゼーション”の理念のもとに、一人ひとりの自立を目指した支援・療育体制の充実を図ります。 また、近年、特に発達障がい児の新規受診や相談が著しく増加していることから、発達障がい児とその家族への支援の充実に努めます。		
	施策5 子ども・若者の支援	・思春期特有の不安や悩み等に対応するため、思春期訪問相談員の派遣などによる支援を、引き続き実施した。 ・いじめの防止対策や、不登校やひきこもり、非行などの問題を抱える子ども・若者への支援の充実を図るため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、いじめゼロプロジェクトの推進などを、引き続き実施した。 ・中高生の社会性や自律性の醸成を図るための若者のぶらっとホームサポート事業や、非行・ひきこもりなどの困難を有する子ども・若者の立ち直り等の支援を行う子ども・若者活躍の場プロジェクトを実施した。	おおむね順調
	思春期は、子どもから大人への移行期であり、心も体も大きく成長する時期です。特有の不安や悩み、ストレスも大きくなることから、思春期の子どもに対する相談体制を充実します。 また、いじめの防止対策や、不登校やひきこもり、非行などの問題を抱える子ども・若者への支援の充実を図るとともに、自立に向けた取組を推進します。		
	施策6 子どもの貧困対策	・「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、関係部局と連携し、教育の支援や、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援に取り組んだ。	おおむね順調
	貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境をつくるとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進します。 教育の支援や、生活の支援、保護者に対する就労の支援など、さまざまな方面から、国や県とも密接に連携しながら、市の関係部局が連携して取り組みます。		
	施策7 子どもの権利の啓発	・すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、地域、学校・保育園、イベント等のさまざまな機会を捉えて、「児童の権利に関する条件」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動を実施した。	おおむね順調
	子どもの権利が真に尊重される社会をつくるため、子どもに関わる職業や子どもの指導に携わる人はもちろん、すべての市民が子どもの権利について理解を深めることができるよう、さまざまな機会を捉えて、「児童の権利に関する条件」の理念の周知や、虐待、体罰、いじめの防止などに向けた啓発活動に取り組みます。 また、外国籍などの子どもを含むすべての子どもが、互いに文化を尊重し、違いを認め合いながら、共に生きる心を育む環境づくりを進めます。さらに、日本語を母語としない子どもが、学校や地域においてコミュニケーションを図ることができるよう、日本語の習得の指導・支援を行います。		
	施策8 子どもの社会参加の促進	・都市公園などの整備において、ワークショップなど住民参加型の手法を用いて子どもの意見も含む多様なニーズを踏まえた整備を実施した。 ・子どもを社会の一員、責任ある「一人の市民」として尊重し、その主体的な活動を促進するため、子どもたち自らが企画・立案したユニークで夢のある行事や活動の実施を支援した。	おおむね順調
	すべての大人が、子どもの発達段階に応じて、その意見を考慮すべきであることを理解し、まちづくりや子どもに関係する事業について、子どもが意見を表明する機会を確保し、子どもの意見を反映するよう努めます。 また、子どもを社会の一員、責任ある「一人の市民」として尊重し、その主体的な活動を促進します。		

	施策の概要	施策の進捗状況（平成27年度）	審議会における評価
目標2 安心して生み育てられる環境づくり	施策1 幼児教育・保育の充実	- 待機児童の解消に向け、保育所等の新設や増改築の他、小規模保育事業の認可など、多様な手法により1,561人分の整備を進めた。 - 様々な就労形態に対応する夜間保育や延長保育、病気やその回復期にある乳幼児等を一時的に保育する病児・病後児デイケア事業及び、子育ての負担感を軽減する一時預かり事業の実施など、多様な保育サービスを継続して実施した。 - 保育所の増加等に伴い必要な保育士等を確保するため、引き続き、潜在保育士等の就職支援を実施した。	おおむね順調
	「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保や、保護者のニーズを踏まえた多様な保育サービスの充実、教育・保育の質の向上などに取り組みます。		
	施策2 母と子の心と体の健康づくり		
	母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から、切れ目のない支援を行うとともに、小児医療や食育の充実を図ります。特に、育児不安が強い出産後早期の支援や、妊娠・出産・育児に関する情報提供などにより、母子保健施策の充実を図ります。また、不妊に悩む人への支援を行います。	- 母親と子どもの心と体の健康づくりの推進や乳幼児の虐待予防の強化を図るため、妊婦健康診査に対する公費助成や乳幼児健康診査、新生児の先天性代謝異常検査を継続して実施するとともに、産後早期の母親への訪問支援の充実を図るため、全ての区に母子保健訪問嘱託員を新規配置し、新生児訪問を拡大した。 - 子どもを望む夫婦に対する特定不妊治療費助成事業について、初回分の助成費の増額や男性不妊治療への助成を開始し、事業の拡充を図った。	おおむね順調
	施策3 ひとり親家庭への支援		
	ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える問題についての相談にきめ細やかに対応するとともに、子育てと仕事の両立など、自立に向けた支援を行います。また、貧困の問題を抱える家庭も多いことから、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組みます。		
	施策4 子育て家庭への経済的な支援	- ひとり親家庭の生活の安定と向上のため、ひとり親家庭支援センターでの就業相談や自立支援プログラム策定事業、自立支援給付金事業など、就業や自立に向けた支援を継続して実施した。 - 子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、児童扶養手当の支給等を実施した。	おおむね順調
	子育てにかかる経済的負担を軽減するため、中学校卒業までの子どもを対象に児童手当を支給するとともに、子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう、子どもに対する医療費の助成拡充を行うほか、教育・保育にかかる費用を助成するなど、経済的な支援を行います。		
	施策5 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり		
	男女が共同で子育てを行う意識の醸成を図るとともに、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの充実について、市民や事業者などへの働きかけを行います。また、社会全体で子どもや子育てをバックアップしていく運動の普及に取り組みます。	- 毎月1日～7日を“「い～な」ふくおか・子ども週間♡”とし、社会全体で子どもたちをバックアップする運動の普及・啓発に取り組んだ。 - 男女が共同で子育てを行う意識の醸成を図るとともに、働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスの充実について、市民や事業者などへの働きかけを行うため、男性向けセミナーや企業向けのワーク・ライフ・バランスセミナーの実施などに取り組んだ。	おおむね順調
	施策6 子育てを支援する住まいづくり・まちづくり		
	安心して子どもを生み育てることができるよう、良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。 また、市民、事業者、行政のそれぞれが、ユニバーサルデザインの理念に基づいた取組を進め、子どもや子ども連れの人、妊産婦などが安心して外出し、安全で快適に過ごせるバリアフリーのまちづくりを進めます。		
	施策7 子どもや子育て支援に関する情報提供	「ふくおか・子ども情報」ホームページやメールマガジン、冊子「子育て情報ガイド」、市政だよりなど、さまざまな媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報など、官民を問わず子どもや子育てに関する情報を、市民に提供した。	おおむね順調
	「ふくおか・子ども情報」ホームページやメールマガジン、冊子「子育て情報ガイド」、市政だよりなど、さまざまな媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報など、官民を問わず子どもや子育てに関するさまざまな情報を、分かりやすく市民に提供します。		

	施策の概要	施策の進捗状況（平成27年度）	審議会における評価
目標3 地域における子育ての支援と健やかな成長を支える環境づくり	施策1 地域全体で子どもを育む環境づくり	- 地域全体で子どもを見守り育んでいく活動の一環として、民生委員・児童委員が赤ちゃんの生まれた家庭を訪問し、子育て情報を提供する、こんにちは赤ちゃん訪問事業を継続して実施した。 - 地域子ども育成事業などを通じ、地域の子どもを育むネットワークづくりの促進を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業を継続して実施し、地域の中で行う育児の相互援助活動を支援した。 - 障がいのある子どもの地域参加を進める地域団体等への支援を行い、障がいのある子どもとその親が地域と交流を深めながら活動できる環境づくりに取り組んだ。	おおむね順調
	地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、子育て支援のネットワークづくりや、地域における人材の育成などに取り組みます。		
	施策2 子どもの健やかな成長を支える取組	- 留守家庭子ども会事業で、平成26年度に5年生までの受入を実施した学校において6年生までの通年受入を開始することにより、全ての留守家庭子ども会で6年生までの通年受入を実施した。また、子ども・子育て支援新制度による新しい配置基準に基づき、支援員等の増員を行うとともに、狭隘化等の施設について、計画的に施設の建替え改修等を行った。さらに、7月以降、土曜日や学校休業日の開始時間を30分前倒しするなど、事業の充実を図った。 - 保護者の就労やレスパイトを支援するため、特別支援学校に通学する児童・生徒や、通常学級、特別支援学級に通学する発達障がい児を対象とした放課後等支援事業についても事業の拡充を進めた。 - また、保育所等に対して「豊かな心」を育むための絵本の活用方法等の研修を行うとともに、保育所等で読み聞かせを継続して実施し、子どもの道徳性を育む取組みの充実を図った。	おおむね順調
	地域において、子どもの豊かな心を育むための取組や、家庭の子育て力の向上に向けた取組を推進します。また、子どもが放課後などに安全に過ごせる場を提供することにより、子どもの健やかな成長を支えます。		
	施策3 子どもの遊びや活動の場づくり	- 乳幼児親子がいつでも利用でき、子育てに関する相談や情報交換ができる、子どもプラザを管理・運営するとともに、子育て交流サロンを支援するなど、市民により身近な地域での子育て支援に取り組んだ。 - 放課後等の遊び場づくり事業については、新たに11校で事業を開始した。 - 科学館の整備について、子どもたちが最新の科学を学べる場として、事業者の選定の公募作業を進めるとともに、中央児童会館については、建替え施設の内装工事や指定管理者の選定などを行った。	おおむね順調
	身近な地域において、乳幼児の親子や子どもたちが集い、それぞれの発達段階に応じて安全に安心して活動することができる場や機会を確保・提供します。また、子どもが利用する施設について、子どもの意見を積極的に取り入れながら、整備を進めます。		
	施策4 子ども・若者の自己形成支援	アジア太平洋こども会議・イン福岡による国際交流を継続して支援するとともに、青少年施設における様々な体験機会の提供など、青少年活動を推進した。	おおむね順調
	次代を担う子ども・若者が規範意識や社会性、道徳性を身に付け、豊かな人間性を育むことができるよう、発達段階に応じたさまざまな体験の機会を充実します。		
	施策5 子ども・若者の社会的自立に向けた取組	- 子どもたちが将来に夢や希望をもち、新しいことにチャレンジする意欲の育成をするために、各界著名人による「夢の課外授業」や地元起業家による社会人講話、ジュニア・アチーブメントの「CAPS」の実施、「ふくおか立志応援文庫」の設置など、新たにアントレプレナーシップ教育を実施するとともに、福岡市学校図書館支援センターを本格稼働した。 - 子どもが自ら考える力を培う体験の場ミニふくおかや、中高生夢チャレンジ大学の開催により、子どもにさまざまな体験機会を提供し、将来をリードする人材の育成に取り組んだ。 「就労相談窓口事業」「デジタルコンテンツクリエイター育成事業」では、それぞれ、相談件数・受講者数に占める就職件数・就職者数の割合が前年度よりも上昇している。各区に設置している就労相談窓口において個別相談・セミナーの開催・職業紹介等を実施し、若者の就労支援に取り組んだ。	おおむね順調
	子ども・若者が、社会との関わりを学び、それぞれの個性を最大限に発揮しながら、自立した大人へと成長できるよう、主体性や職業観を養い、自覚を促すとともに、若者の就労を支援する取組を推進します。		
	施策6 子ども・若者の安全を守る取組と非行防止	家庭、学校、地域及び関係機関・団体と連携し、非行防止活動や青少年に有害な環境の浄化、健全育成事業を推進した。	おおむね順調
	子ども・若者の安全を守る取組や非行防止活動、有害環境への対応などに社会全体で取組み、子ども・若者が安全に健やかに成長できる環境づくりを進めます。		